

令和4年神奈川県議会第3回定例会 共生社会推進特別委員会

令和4年11月22日

谷口委員

公明党の谷口でございます。まず最初に、今日の議会報告会に御参加いただいた皆様、そしてまたこの会場を設営していただいた職員の皆様に感謝を申し上げます。

私からは、障害者差別解消に関する取組の充実についてお伺いをしてまいりたいというふうに思います。

今日、テーマとなっております、この当事者目線の障害福祉推進条例についてでありますけれども、この中で、9つ目の項目として、障害を理由とする差別に関する相談、助言等ということが設けられております。ここでは、県は障害を理由とする差別に関する紛争の防止、または解決を図ることができるよう、相談体制、その他必要な体制を整備しますと、こういうふうにあります。

私ども公明党が9月に開催された令和4年第3回定例会において、この代表質問の中でこのことについて取り上げさせていただいて、黒岩知事からは差別を受けた場合の相談窓口の設置や紛争の解決を図るための体制整備に向けた検討を進めていくと、こういうふうな答弁がありました。これに関して何点かお伺いしていきたいと思っておりますけれども、まず最初に、これまで、県では障害者差別に関する相談を受けた場合に、どのように対応してきたのか。また、その相談はどのような相談があったのか、まず確認をさせていただきたいと思っております。

障害福祉課副課長

県は、平成29年度に障がい者差別に関する相談窓口を障害福祉課内に設置し、職員が障害者やその御家族などから電話、ファクシミリなどで相談を受け付けています。受け付けた相談につきましては、その内容に応じて差別的な取扱いを行ったとされる事業者等に対し、県が直接働きかけを行ったり、その業種の指導権限を有する機関に引き継ぐなどして解決を図っています。

相談の内容は、例えば聴覚障害者が店舗の従業員からコミュニケーションを拒否されたといった日常の買い物などの場面から、職場環境、医療機関における受診、そして住宅への入居に関することなど、多様な分野に渡っております。なお、令和3年度には64件の相談がございました。

谷口委員

分かりました。今、既に課のほうで実質的に窓口として相談を受けていただいているということでもありますけれども、今回、改めて知事から、差別を受けた場合の相談窓口の設置ということで御答弁がありましたけれども、恐らくこれはさらにこれを強化していくということになるんだろうと思うんですけれども、じゃ、具体的にどういうふうはこの相談体制を整備していくのか、お伺いさせていただきます。

障害福祉課副課長

現在の障がい者差別に関する相談窓口は、障害福祉課内に設置しており、職員が対応しています。しかし、事業者による合理的配慮の提供が義務化される

などの内容として、改正されました障害者差別解消法が令和3年6月に公布され、今後施行されることに伴って相談件数の増加とともに、解決が難しい事案の発生も見込まれるところです。また、多岐にわたる相談を障害者やその御家族に寄り添いながら受け止め、適切な支援機関に引き継ぐためには、専門性を有する相談員の育成、確保が必要となります。このため、今回の条例制定を期に、条例に基づく相談窓口として、一層の機能強化に向けた体制整備の検討を進めております。

谷口委員

分かりました。専門性を持った専門家の育成や確保というお話がありましたけれども、もし、今、検討段階だと思いますけれども、どの程度の人数ですとか、そういうものについて、何か具体的に今この場で言えることがあれば、教えていただけますか。

障害福祉課副課長

現在はまだ検討段階でございまして、具体的な相談員の人数までは、今後の調整と考えております。

谷口委員

分かりました。いずれにしても、これには予算の裏づけが必要になってくるかと思しますので、これは我が会派もこの相談体制の強化ということはしっかり取り組んでいかねばいけないと思っておりますので、そういう意味で、予算面でもしっかり、我々としてバックアップすることはしっかりとサポートさせていただきたいというふうに思います。

もう1つが、この答弁の中にもありましたけれども、紛争の解決を図るための体制整備とあります。これについても、具体的にどういうふうに進めていくのか、お伺いしたいと思います。

障害福祉課副課長

相談対応だけでは解決に至らない紛争事案の解決を図るための体制については、現時点では設けておりません。しかし、今後、先ほど申し上げました、事業者による合理的配慮の提供が義務化される障害者差別解消法の施行が予定されており、相談対応だけでは解決を図ることができない事案の発生も想定されるということです。

今回の条例では、障害を理由とする差別に関する相談を受けたときに、必要に応じて講ずる措置として、関係者との必要な情報の共有、またはあっせんを行うことを規定しております。このため、差別を行ったとされる側、差別を受けたとする側の双方の関係者から意見を聞いて、第三者的な立場からあっせんを行い、紛争の解決を図る、そうした体制の整備について検討を進めていきたいと考えております。

谷口委員

このあっせんについても、やっぱり相当専門的な知識がないとできないだろうし、体制の整備もしっかり行っていただきたいというふうに思います。

最後の質問になりますけれども、この障害を理由とする差別に関する紛争の防止とか解決に当たっては、これは県だけではなくて市町村との連携をするのが大変重要になってくるかと思うんですけれども、今後、どのように取り組ん

でいくのか、お伺いをさせていただきます。

障害福祉課副課長

障害者差別解消法では、地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図ると規定しています。障害者の方々が身近な地域でその人らしく安心して暮らせるためには、身近な市町村で差別の相談等に対応していくことも重要であり、県が検討を進めている相談窓口の機能強化やあっせんを行い、紛争の解決を図る体制の整備などについては、市町村と緊密に連携を図ることが重要であると考えています。

今後、市町村との情報の共有や、市町村に対する助言、そして情報提供など、障害を理由とする差別に関する紛争の防止や解決に向けた市町村との連携体制の構築を進めてまいります。

谷口委員

先ほどから御答弁にもありましたように、障害者差別解消法の改正で、事業者が合理的な配慮を提供しなければいけない、これが義務化されたということ等々、かなり具体的にこれから取組が進んでいくかと思うんですけども、また、条例においても、一步さらに踏み込んで、細かくいろんなことを規定してくださっていますが、いずれにしても、これを具体的に形にして障害を理由とする差別が解消していく方向に具体的に進めていかなければいけないので、これから予算の裏づけも含めてしっかりと取り組んでいただくよう要望して、私の質問を終わります。